

令和6年2月15日

学生・保護者の皆様へ

教育・学生担当副学長
新地 辰朗

激甚災害指定の災害により被災された方を対象とした
令和6年度入学料免除・入学料徴収猶予・授業料免除（災害特別枠）申請受付について

激甚災害（支援対象は以下、1. をご参照ください）により被災された学生・保護者の皆様に対しまして、経済支援として令和6年度入学料免除、入学料徴収猶予、授業料免除申請を受け付けます。申請希望者は下記によりお手続きください。

記

1. 支援対象となる災害

- ・平成28年熊本地震 ※授業料免除のみ
 - ・平成30年西日本豪雨、北海道地震 ※授業料免除のみ
 - ・令和元年8月13日から9月24日までの間の暴風雨及び豪雨による災害 ※授業料免除のみ
 - ・令和元年台風第19号 ※授業料免除のみ
 - ・令和2年熊本豪雨 ※授業料免除のみ
 - ・令和3年5月1日から7月14日までの間の暴風雨及び豪雨による災害 ※授業料免除のみ
 - ・令和3年8月7日から8月23日までの間の暴風雨及び豪雨による災害 ※授業料免除のみ
 - ・令和4年台風第14号 ※授業料免除のみ
 - ・令和5年5月28日から7月20日までの間の暴風雨及び豪雨による災害 ※入学料及び授業料免除
- ※上記に記載されていない災害についても対象となる場合がありますので、担当係までお問い合わせ願います。

2. 支援対象者

本人又は家計支持者が1. の災害により被災し、次のいずれかの事由により入学料や授業料の納付が困難な者。

- 1) 本人又は家計支持者が居住する自宅家屋が1. の災害により被災した場合
- 2) 1. の災害により主たる家計支持者が死亡した場合

※日本人学部学生で「高等教育の修学支援新制度（給付奨学金＋入学料免除・徴収猶予・授業料免除）」の支援対象となる方は、修学支援新制度が適用されますので、申請は必要ありません。

3. 申請期間

○新入生（学部から大学院へ進学する方も新入生となります）

入学手続期間（入学手続き書類と併せて郵送してください。）

※入学後、面談があります。面談日等の詳細は本学HPをご覧ください。

○在学生

令和6年3月7日（火）～令和6年3月9日（木）

※上記期間に提出できない場合、3月中に学生支援課窓口まで提出をお願いします。

4. 提出書類：1. 申請書類確認票 A、B
 2. 申請資格確認票兼新制度対象外申立書（様式（資格）） ※学部生のみ
 3. 入学料免除・徴収猶予申請者（様式（入免））
 4. 授業料免除申請書（様式（授免））
 5. 家庭調書①②
 6. 公共機関発行の被災（罹災）証明書（写しでも可）

※各種様式は下記HPからダウンロードしてください

<https://www.miyazaki-u.ac.jp/manabi-jim/campus-life/info/school-and-admissionfee/new-student.html>

5. 提出方法：○新入生：入学手続き書類と併せて郵送してください。
 ○在学生：授業料免除申請期間中に4. 提出書類を提出してください。
 （提出場所：330 交流会館学生支援課窓口）
 ※旧制度と併願する場合は事前予約の上、330 コンベンションホール
 で提出をお願いします。

- 学務規則第42条により懲戒処分を受けた場合は、許可が取り消しとなります。
 ○修業年限を超えている場合は申請できません。

担当：学生支援課経済支援係
 TEL：0985-58-7976, 7140

◆災害特別枠の判定について

→入学料免除、入学料徴収猶予、授業料免除を被害規模（罹災証明）で判定

	入学料免除	入学料徴収猶予	授業料免除
対象とする災害	支援対象のみ	支援対象のみ	支援対象全て
全壊	全額免除	許可	全額免除
半壊 (大規模含む)	半額免除	許可	20万免除
一部損壊	免除なし	許可	10万免除